

【内閣衛星情報センター】技術部主任開発官3 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和6年3月25日最終改定

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
職員の人事に関する事項									
13	職員の人事に関する事項	職員の任免、進退、身分、賞罰又は恩給及び給与に関する重要な経緯	職員の人任、進退、身分、賞罰又は恩給及び給与に関する文書	・ 超過勤務命令簿	衛星情報	開発3	5年	2(1)①13(1)	廃棄
その他の事項									
14	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯	制定又は改廃のための決裁文書	・ 規則の制定に関する文書 ・ 標準文書保存期間基準	衛星情報	開発3	10年	2(1)①14(2)	廃棄
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	・ 各種文書管理簿			常用（無期限）	2(1)①22	—
		取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）等		・ 受付簿			3年 5年		廃棄
		行政文書、保有個人情報等の点検及び監査に関する文書		・ 点検及び監査に関する文書			3年		
28	調査又は研究に関する事項	情報の収集調査	情報の収集及び分析その他の調査の結果に関する文書	・ システム関係 ・ 開発に関する文書			3年 10年 10年	2(1)①28	廃棄
		情報収集衛星システムの維持管理に関する文書		・ 一定の期間ごとに作成・変更される暗号に関するもの			1年未満		
—	その他の事項	その他の事項	保全状況の確認のための資料	・ 保全確認資料			5年	—	廃棄

備考
 ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項）
 第7条（略）
 9. 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。
 (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 (3) 出版物や公表物を編集した文書
 (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
 ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日 総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。